

議案第 7 9 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）の趣旨を踏まえたシステムの標準化により、本市の住民基本台帳に記録されていない者の特定個人情報管理の事務が生じることに伴い、当該事務を個人番号利用事務として定めるなど必要な措置を講じるほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

第 1 条 羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 11 の項を次のように改める。

11 削除	
-------	--

第 2 条 羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 11 の項を次のように改める。

11 市長	本市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(当該情報システムに記録される者であって、本市の住民基本台帳に本市の市民として記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定するための固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第 1 に次のように加える。

14 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

別表第 2 に次のように加える。

23 市長又は教育委員会	別表第 1 の各項(1 の項、8 の項、11 の項及び 14 の項を除く。)の右欄に掲げる事務又は法別表の各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。)であって規則で定	住登外者宛名番号管理機能により管理する住登外者に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの
--------------	---	---

	めるもの	
24 市長又は 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能 による住登外者の情報の管 理に関する事務であって規 則で定めるもの	別表第 1 の各項(1 の項、8 の項、11 の 項及び 14 の項を除く。)の右欄に掲げ る事務又は法別表の各項の下欄に掲 げる事務(準法定事務を含む。)を処理 するために市長又は教育委員会が保 有する特定個人情報であって規則で 定めるもの

別表第 3 中 2 の項を 3 の項とし、1 の項を 2 の項とし、同表に 1 の項として次のよ
うに加える。

1 市長	住登外者宛名番号管理機能による 住登外者の情報の管理に関する事 務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情 報であって規則 で定めるもの
------	---	-------	------------------------------

別表第 3 に次のように加える。

4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による 住登外者の情報の管理に関する事 務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情 報であって規則 で定めるもの
---------	---	----	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 2 月 16 日
から施行する。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表(第 1 条による改正)

新		旧	
別表第 1(第 4 条関係)		別表第 1(第 4 条関係)	
機関	事務	機関	事務
1～10 省略		1～10 省略	
<u>11 削除</u>		<u>11 市長</u>	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に 関する事務であって規則で定めるもの</u>
12・13 省略		12・13 省略	
別表第 2・別表第 3 省略		別表第 2・別表第 3 省略	

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表(第2条による改正)

新

別表第 1(第 4 条関係)

機関	事務
1～10 省略	
11 市長	<u>本市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(当該情報システムに記録される者であって、本市の住民基本台帳に本市の市民として記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定するための固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
12・13 省略	
14 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第 2(第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
1～22 省略		
23 市長 又は教育委員会	<u>別表第1の各項(1の項、8の項、11の項及び 14 の項を除く。)の右欄に掲げる事務又は法別表の各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。)であつ</u>	<u>住登外者宛名番号管理機能により管理する住登外者に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であつて規則で定めるもの</u>

旧

別表第 1(第 4 条関係)

機関	事務
1～10 省略	
11 削除	
12・13 省略	

別表第 2(第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
1～22 省略		

	<u>て規則で定めるもの</u>	
24 市長 又は教育 委員会	<u>住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの</u>	<u>別表第1の各項(1の項、8の項、11の 項及び14の項を除く。)の右欄に掲げ る事務又は法別表の各項の下欄に掲 げる事務(準法定事務を含む。)を処理 するために市長又は教育委員会が保 有する特定個人情報であって規則で 定めるもの</u>

別表第3(第5条関係)

情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
1 市長	<u>住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの</u>	教育委 員会	<u>住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの</u>
2 省略			
3 省略			
4 教育 委員会	<u>住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あって規則で定め るもの</u>	市長	<u>住登外者宛名情報であって 規則で定めるもの</u>

別表第3(第5条関係)

情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
1 省略			
2 省略			